

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員)
一 六

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十八日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (二) 平 成 二 十 九 年 八 月 二 十 八 日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年八月二十八日

第 1 監査実施機関数

知事直轄 部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
総務部	1	0	1	0	1	0
清流の国推進部	-	-	-	-	-	-
危機管理部	2	1	2	1	1	0
環境生活部	4	3	0	4	0	0
健康福祉部	1	1	1	1	1	1
商工労働部	-	-	-	-	-	-
農政部	11	6	5	12	6	0
林政部	5	1	0	1	1	0
県土整備部	1	1	0	2	1	0
都市建設部	5	0	1	2	0	2
県事務所	-	-	-	-	-	-
教育委員会	12	4	2	7	5	2
警察本部	1	1	1	3	2	1
その他	-	-	-	-	-	-
合計	48	18	13	38	22	15

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「-」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、27 機関において、22 件の指摘事項及び 15 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
広報課	平成 29 年 7 月 25 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
広報課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2 件 1,644 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 清流の国推進部 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
地域スポーツ課	平成 29 年 7 月 31 日	競技スポーツ課	平成 29 年 7 月 31 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
地域スポーツ課	指摘事項	公務中にノートパソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 71,280 円が支払われていた。職員の見守りについて一層の徹底を図らねばならない。また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
競技スポーツ課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1 件 376 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

3 危機管理部 (4 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
危機管理政策課	平成 29 年 7 月 28 日	防災課	平成 29 年 7 月 21 日
消防課	平成 29 年 7 月 21 日	消防学校	平成 29 年 7 月 10 日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
危機管理政策課	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 37,368 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
防災課	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。 1 岐阜県消防無線モニター発信装置 (239,990 円) を亡失していた。 2 現物を確認できない物品があった。
消防学校	指摘事項	旅費の支出事務において、宿泊料の積算を誤ったことにより、1 件 980 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

ころ、当該勤務日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件912円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 環境生活部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境企画課	平成 29年 7月 27日	廃棄物対策課	平成 29年 7月 24日
環境管理課	平成 29年 7月 27日	岐阜地城環境室	平成 29年 7月 24日
美術館	平成 29年 7月 28日		

【監査の結果】
次のとおり指摘、指導又は検討を求める事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜地城環境室	指導事項	週休日の振替等の手続において、4時間の勤務時間の割振り変更により勤務時間を割り振ることをやめた時間を、再度割り振ることはできないにもかかわらず、これを行っていたので、今後は適正に処理されたい。
美術館	指摘事項	公務中の交通事故1件について、損害賠償金として2,327,486円の費用負担が発生し、また、修繕料430,000円(うち相手方負担分64,500円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	検討事項	時間外勤務について、次のとおり、労働基準法第36条に基づき時間外労働・休日労働協定(以下「3.6協定」という。)で定めた内容を大きく超過した時間外勤務命令等が見受けられたので、同法及び同協定の遵守に向けた時間外勤務削減の取組を一層加速されたい。 1 時間外勤務手当の支給対象職員11名のうち、3.6協定に定めた「延長することができる時間」である年320時間を超えて時間外勤務を命ぜられた職員が6名あったほか、同じく協定に定めた月40時間を超えて4か月以上連続で時間外勤務を命ぜられた職員が4名あった。 2 3.6協定を行政官庁に届け出たうえで時間外勤務を命ずべきところ、届出前に職員10名に対して時間外勤務を命じていた。

5 健康福祉部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
希望が丘こども医療福祉センター	平成 29年 7月 28日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
希望が丘こども医療福祉センター	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料132,300円が支払われてい

たので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

6 農政部 (11機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成 29年 7月 28日	検査監督課	平成 29年 7月 18日
農産物流通課	平成 29年 7月 18日	農業経営課	平成 29年 7月 26日
農産園芸課	平成 29年 7月 21日	畜産課	平成 29年 7月 21日
農村振興課	平成 29年 7月 26日	里川振興課	平成 29年 7月 24日
農地整備課	平成 29年 7月 24日	岐阜農林事務所	平成 29年 7月 7日
中濃農林事務所	平成 29年 7月 11日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農政課	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,223円が過払となっていた。 2 休憩時間を除いた時間について夜間勤務手当を支給すべきところ、これを含めて支給していたことにより、1件556円が過払となっていた。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,360円が支払われていたため、職員10名の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
農業経営課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,360円が支払われていたため、職員10名の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当の支給をしていなかったことにより、1件1,711円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農産園芸課	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたことにより4件10,189円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当

畜産課	指導事項	<p>が支給されているものがあつた。</p> <p>2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。</p> <p>3 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。</p>
農村振興課	指導事項	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、2件19,986円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより、1件2,612円が過払となっていた。</p> <p>2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件4,452円が支払不足となっていた。</p>
里川振興課	指導事項	<p>鳥獣害対策サミット開催事業委託業務の契約事務において、業務が完了した旨の通知を受けた日から10日以内の日に行わなければならない完了検査が、15日後に行われていたため、今後は適正に処理された。</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより1件4,415円が過払となっていた。</p> <p>2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給したことにより、休日勤務手当1件11,791円が支払不足、時間外勤務手当2件17,466円が過払となっていた。</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料201,096円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。</p>
農地整備課	指導事項	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として3,086,342円の費用負担が発生し、また、修繕料74,722円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>
岐阜農林事務所	指導事項	

中濃農林事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料58,633円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。
---------	------	---

7 林政部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成 29年 7月 20日	恵みの森づくり推進課	平成 29年 7月 19日
奥彦材流通課	平成 29年 7月 18日	森林整備課	平成 29年 7月 19日
治山課	平成 29年 7月 18日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
奥彦材流通課	指導事項	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>1 週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件41,796円が支払不足となっていた。</p> <p>2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給したことにより、時間外勤務手当2件2,480円が過払となっていた。</p>

8 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
古川土木事務所	平成 29年 7月 13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
古川土木事務所	指導事項	<p>小型ロータリー除雪車の調達に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたため、今後は適正に処理された。</p> <p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として301,738円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>

9 都市建設部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建築指導課	平成 29 年 7 月 25 日	水道企業課	平成 29 年 7 月 20 日
都市公園課	平成 29 年 7 月 25 日	公共交通課	平成 29 年 7 月 26 日
流域浄水事務所	平成 29 年 7 月 10 日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
都市公園課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、支給割合を誤ったことにより、1件7,777円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	雇員の給与事務において、所管の市町村に個人住民税に係る給与支払報告書を提出すべきところ、これを行っていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

10 教育委員会（12機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
学校安全課	平成 29 年 7 月 27 日	学校支援課	平成 29 年 7 月 27 日
特別支援教育課	平成 29 年 7 月 31 日	体育健康課	平成 29 年 7 月 25 日
岐阜商業高等学校	平成 29 年 7 月 28 日	岐南工業高等学校	平成 29 年 7 月 7 日
各務原西高等学校	平成 29 年 7 月 10 日	岐阜農林高等学校	平成 29 年 7 月 28 日
妻太高等学校	平成 29 年 7 月 13 日	飛騨神岡高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
岐阜盲学校	平成 29 年 7 月 7 日	飛騨吉城特別支援学校	平成 29 年 7 月 14 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
特別支援教育課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,588円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えてい

11 警察本部（1機関）

機 関 名	区 分	内 容
岐阜商業高等学校	指導事項	たとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3件7,074円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、毒劇物管理簿が作成されていないなど「岐阜商業高等学校毒物および劇物管理規程」に基づく管理が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、校内LANアクセス用パソコンなど15件（取得価格計1,209,495円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料146,772円が支払われていたため、職員の見守り等について一層の徹底を図られたい。
岐阜農林高等学校	指導事項	高等学校授業料の収入事務において、高等学校等就学支援金の受給資格を新たに認定したことにより選付が必要となつた授業料（1件9,900円）の選付手続が、認定日から1年以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、オールインワンサーバーなど13件（取得価格1,079,816円）の物品を不用決定の手続を行わないまま廃棄し、うち9件（取得価格768,020円）の物品については廃棄の経緯などを確認できていなかったため、今後は物品管理の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

11 警察本部（1機関）

実施機関名	実施年月日
岐阜中警察署	平成 29 年 7 月 11 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,909円の費用負担が発生し、また、修繕料6,480円（うち相手方負担金2,592円）が支払われていたので、職員の見守り等について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が加えられる時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、5件16,773円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜中警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故（修繕料相当額213,977円）が発生していたので、職員の見守り等について一層の徹底を図られたい。

岐阜県監査委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十八日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	D	E	F	G	H
団 体	指導事項	出資・出捐団体	1	1	0	0	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—
	計	1	1	0	0	0	0	
	検討事項	出資・出捐団体	11	5	5	1	1	
		補助金等交付団体	1	0	0	0	1	
	計	15	7	5	1	3		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
	計	0	—	—	—	—		
	所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—
補助金等交付団体			0	—	—	—	—	
計		0	—	—	—	—		
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	1	0	0	1	1	
計		3	1	1	1	1		
検討事項		出資・出捐団体	4	1	1	1	2	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
計		4	1	1	1	2		
合計		20	9	6	—	5		

※平成29年7月28日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については次のとおり。
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項
 ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
清流の国づくり政策課 文化伝承課	公益財団法人岐阜県国際交流センター	平成 27 年度の決算において、定期預金を他の金融機関に預け替えた際に発生した普通預金利息が財務諸表に計上されていなかったため、今後は適正に処理された。	当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受け、確認した。 当該利息については、平成 28 年度において過年度収益修正益として計上し、決算処理を行った。また、平成 28 年度以降、同様の計上漏れを防止するため、決算時の財産目録において、全ての預金口座の金額を記載することとした。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	平成 27 年度の決算において、平成 25 年度に廃棄として処理をした固定資産 2 件が存在しているとして固定資産除却修正を行っていたが、うち 1 件については存在しておらず、誤った修正を行っていたため、速やかに措置することと、今後は適正に処理された。	指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。固定資産で計上されていたトラクターについては、会計士の指導により平成 28 年度決算において、経常外費用の固定資産除却損にて処理を行い、定時理事会(平成 29 年 3 月 13 日開催)及び定時評議員会(平成 29 年 3 月 15 日開催)にて報告、説明を行いました。今後、廃棄処理及び現物確認を確実に行っていきます。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	現金の管理事務において、白川村内の各施設の合掌基金募金箱から回収した受取寄附金を現金出納帳に記載していなかったため、今後は適正に処理された。	指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。合掌基金募金箱のほか現金の管理においては、日計表の保管を含め現金出納帳への記載を行ってまいります。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	白川村への寄附において、理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示して、理事会の承認を受けなければならず、利益相反の関係がある理事は議決に加わることができないが、その認識がなかったため、議決に参加し、出席した理事の全員一致で承認していたので、今後は適正に処理された。	指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。理事の選任等、利益相反の関係については認識を持ち対応してきましたが、白川村への寄附においては理事長が村長という認識が欠けていた。今後は、適切に処理・対応を行います。

地域産業課 パーク美濃	公益財団法人セラミックパーク美濃	陶磁器産業振興事業において、補助金の目的や補助対象の範囲などを明らかにした補助要綱等を定めることなく、陶芸家に対してセラミックパーク美濃試作品製作補助金を交付していたため、今後は要綱等を定めるなどあらかじめ根拠を明確にした上で支出された。	指導事項については、当該法人から、以下のとおり報告を受け、確認した。 陶磁器産業の振興を目的とし、「セラミックパークMINO陶磁器産業振興助成金交付要綱」を制定した。今後は、要綱に基づき助成金の交付を行う。
----------------	------------------	---	--

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
都市公園課	昭和造園土木・名岐サービスマンVグループ (岐阜県百年公園(岐阜県博物館に係る区域を除く。))	岐阜県百年公園(岐阜県博物館に係る区域を除く。)の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県百年公園の管理に関する基本協定書(平成 27 年 1 月 26 日締結、以下「基本協定書」という。)に定められた管理物件のうち備品である貨物自動車 1 台について、基本協定書締結当初から既に故障し、一時抹消登録済にもかかわらず、指定管理者に管理させていたため、速やかに措置することと、今後は適正に処理された。	指導を受けた岐阜県百年公園指定管理者への貸付備品である貨物自動車 1 台について、平成 29 年 2 月 28 日に県により代替車両を公園指定管理者へ新たに貸し付けるとともに、故障している貨物自動車 1 台を貸付対象から外した。同処理について、平成 29 年 2 月 28 日付けで「岐阜県百年公園の管理に関する基本協定書」を変更し、貸付備品から抹消した。 なお、故障車両は、平成 29 年 6 月 9 日付けで廃車処分を行い、県備品としても整理したところである。 今後は、毎年の備品現物実査において、県と指定管理者とで備品の利用状況や使用の可否など確実に確認し、使用不能となっている備品は随時処分するよう整理する。

平成二十九年八月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社